

陳情の取扱いの変更について

市民の皆さんは、市政についての要望や意見、または地方公共団体の公益のための国への要請などを、市議会に陳情書として提出することができます。陳情が市政に反映された事例も多く、市民の声を市政に生かす手段として重要な役割を果たしております。

地方分権の時代といわれる今日、地方議会改革が全国的に展開され、委員会活動の活性化、専門性・独立性を高め、議会としての機能を発揮させることが求められております。

こうした課題への対応として、陳情については、平成26年第2回定例会審査分より下記のとおり取扱いを変更します。

イメージ図

